

高野町ワーケーション体験プログラム実施業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の効果を県内に最大限波及させ、閉会後も効果を持続させる取組が必要である。

その中で、多様な人材を呼び込み、新たな価値を生み出す取組の一つとして、新たな地域特性を活かしたワーケーションプログラムを創出し、さらなる県内の交流人口の増加を目指していく。

今回、高野町が有する自然・文化・食事等の環境を活用し、企業の新しい働き方やワーク・ライフ・マネジメントへの有機的な取組を促進するとともに、高野町と連携を深め、現地の体験・魅力を発信することを目的とする。

2 事業内容

(1) 委託業務名

高野町ワーケーション体験プログラム実施業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 予算上限額

金 1,400 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

(5) 委託契約書

選定した委託予定事業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 スケジュール

(1) 説明会

令和5年6月7日（水）11:00～

(2) プロポーザル質問票

【提出期限】 令和5年6月14日（水）17:00まで

【質問に対する回答予定日】 令和5年6月19日（月）

(3) プロポーザル参加表明書

【提出期限】 令和5年6月23日（金）17:00まで

(4) 参加対象資格に係る書類、企画提案書、見積書及び積算内訳

【提出期間】 令和5年6月30日（金）12:00まで

(5) 審査会

令和5年7月4日（火）14:00～

(6) 委託予定事業者決定通知

書面審査終了後書面にて速やかに通知する。

4 参加対象事業者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (4) 国税及び県税について未納のない者

5 委託予定事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める内容を満たす企画を提案し、当該提案内容に基づく事業の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

6 委託予定事業者選定方法

- (1) 上記 5 に合致する者を選定するため、プロポーザルを実施し、プロポーザル参加事業者の能力等を把握するものとする。
 - (2) 企画提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者として選定する。
- (1)、(2) で選定された者と契約を締結する。

7 説明会

- (1) 開催日時
令和 5 年 6 月 7 日（水）11:00～（1 時間程度）
- (2) 開催場所
和歌山県民文化会館 4 階 402 会議室
（和歌山県和歌山市小松原通 1-1）
- (3) 申込方法
参加団体名、参加者職氏名、メールアドレスを記載の上、e-mail でお申し込みください。
件名に「【説明会申込】高野町ワーケーション体験プログラム実施業務委託」と記載してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※説明会実施時に質疑応答は行いません。質問は電子メールでお願いします。

- (4) 説明会への申込期限
令和5年6月5日（月）17時まで
- (5) e-mail : e0604001@pref.wakayama.lg.jp
- (6) 説明会に出席することが必須条件ではありませんが、企画提案書の提出を検討している事業者にあっては、可能な限り出席をしてください。欠席により不利益を生じた場合、その責任は負いません。

8 プロポーザル質問票の提出

本業務の仕様やプロポーザル参加手続き等に関する質問がある場合は、プロポーザル質問票（様式1）を提出すること。

- (1) 質問に対する回答は、原則として令和5年6月19日（月）までに和歌山県万博推進課ホームページ内にて公開する。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けない。

- (2) 提出期限
令和5年6月14日（水）17:00まで
- (3) 提出方法
郵送（必着）、持参、FAX又はe-mailにより提出すること。

9 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、プロポーザル参加表明書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年6月23日（金）17:00まで
- (2) 提出方法
郵送（必着）又は持参により提出すること。

10 参加対象資格に係る書類の提出

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 提案者の概要書（様式3）
 - ② 誓約書（様式4）
 - ③ 役員等に関する調書（様式5）
 - ④ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青

色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

- ⑤ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書（現在事項証明書または履歴事項証明書）又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票
- ⑥ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 県内事業者と、県外事業者のうち県内に営業所等を持つ事業者については、都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）。

(2) 参加対象資格に係る提出書類の留意事項

- ① 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- ② 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類の「10 企画・広告・手配」）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより（1）の③～⑦の提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期間

令和5年6月30日（金）12:00まで

(4) 提出方法

正本1部、副本8部を郵送（必着）又は持参により提出すること。

11 企画提案書の提出

(1) 企画提案書（書面で9部、電子ファイルで1部）

企画提案書は、A4サイズ、オールカラーで作成すること。なお、ページ数は12ページ以内とする。

また、企画提案書は別紙仕様書に留意の上、以下の①～⑤の項目ごとにそれぞれ提案内容を記載し、それらをまとめたものを企画提案書として提出すること。

なお、以下の①～⑤の項目は別に定める選定要領の評価項目に合致する。

【体験プログラムの企画内容】

① 基本方針

当プログラムの目的設定から企画、集客、当日対応までの全体を通して高野町でのワーケーションプログラムのモデルを示す内容を記載すること。

② プログラム

高野町の特性を活かした魅力が伝わる企画内容であるか。

③ データ検証等

専門的知見や技術に基づき、効果的な情報発信やデータ取得及び検証ができる企画内容となっているか。

【体験プログラムの遂行能力】

④ 実施体制、実施工程

提案した企画内容を含むプログラムを踏まえ、円滑に運営する上で必要となる人員配置・会場準備等の実施体制、広報・申込受付・プログラム運営等の実施工程について記載すること。

⑤ 過去の実績

過去にワーケーションや企業研修に関する事業やサービスの実施実績を有し、本事業の目的に沿って円滑に運営できる事業者といえるか。

(2) 提出期間

令和5年6月30日（金）12:00まで

(3) 提出方法

書面は郵送（必着）又は持参により提出し、電子ファイルはe-mailにより提出すること。

12 見積書及び積算内訳の提出

(1) 以下の見積書及び積算内訳を提出すること。なお、様式は任意とする。

高野町ワーケーション体験プログラム実施業務に係る見積書及び積算内訳（書面で1部）次のアからウを明記すること。

なお、消費税及び地方消費税を含む見積額が2(3)に示す予算上限額1,400千円を超えた場合は失格とする。

ア あて先「和歌山県知事 岸本 周平」

イ 法人にあっては所在地、法人の名称、代表者及び担当者の職名・氏名・連絡先（電話番号）、個人にあっては住所・氏名・連絡先（電話番号）

ウ 消費税及び地方消費税を含んだ見積合計金額並びに見積額積算の内訳

(2) 提出期間

令和5年6月30日（金）12:00まで

(3) 提出方法

書面は郵送（必着）又は持参により提出し、電子ファイルはe-mailにより提出すること。

13 プロポーザル実施方法

(1) プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書に基づき、別途設置する審査会による審査の上、総合的に評価し決定する。

(2) プロポーザルの結果については、各プロポーザル参加事業者に書面にて通知する。

14 選定方法

(1) 企画提案書の審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。

- (2) 審査の結果、別に定める選定要領に基づき委託予定事業者を選定する。
- (3) プロポーザルの結果については、書面により速やかにプロポーザル参加事業者全員に通知するとともに、和歌山県万博推進課ホームページ内にて委託予定事業者を公表する。

15 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)審査基準に基づき、外部委員で構成する審査会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の協議により決定する。

イ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

(2) 審査基準

評価項目	評価内容
(1) 体験プログラムの企画内容に係る評価項目	
① 基本方針	当プログラムの目的設定から企画、集客、当日対応までの全体を通して高野町でのワーケーションプログラムのモデルを示す内容になっているか。
② プログラム	高野町の特性を活かした魅力が伝わる企画内容であるか。
③ データ検証等	専門的知見や技術に基づき、効果的な情報発信やデータ取得及び検証ができる企画内容となっているか。
(2) 体験プログラムの遂行能力に係る評価項目	
④ 実施体制、実施工程	人員配置・会場準備・機材準備等の実施体制や、広報・申込受付・当プログラム運営の実施工程は適切であるか。
⑤ 過去の実績	過去にワーケーションや企業研修に関する事業やサービスの実施実績を有し、本事業の目的に沿って円滑に運営できる事業者といえるか。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

16 失格事由

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

17 参加に際しての注意事項

- (1) 一度提出した書類は返却しない。
- (2) 提出期限後に提出された提出書類（プロポーザル質問票、プロポーザル参加表明書、参加対象資格にかかる書類、企画提案書、見積書及び積算内訳）は受理しない。
- (3) 企画提案書を複数提出した場合は受理しない。
- (4) 提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加事業者が負うものとする。
- (6) 参加事業者はプロポーザル参加表明書の提出をもって、実施要領、仕様書の内容に同意したものとする。

18 各関係書類提出場所

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 万博推進課
持 参： 和歌山県和歌山市小松原通 1-1（和歌山県庁本館 2 階）
郵 送： 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1
電 話： 073-441-2703
F A X： 073-432-4410
e-mail： e0604001@pref.wakayama.lg.jp
担 当： 庄司・見上・池永